

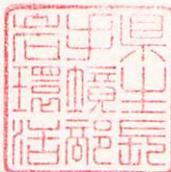
資循第232号
令和6年7月8日

三陸の海を放射能から守る岩手の会（盛岡市） 世話人 永田文夫 様

岩手有機農業研究会（花巻市） 代表幹事 入江敦 様

放射能から子どもを守る岩手県南・宮城県北の会（一関市） 代表者 菅原佐喜雄 様

岩手県環境生活部長



「本県のごみ広域処理施設等において宮城県の放射能汚染廃棄物を処理処分実施の懸念に係る質問・要望書」への回答について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。本県の環境行政の推進に当たりましては、御理解を賜り感謝申し上げます。

さて、令和6年5月23日に質問及び要望のありました事項に関し、下記のとおり回答します。

記

1 質問1から3及び要望1から2について

市町村が保管する放射性物質汚染廃棄物は一般廃棄物であり、市町村の責任のもと適切に処理が行われているところです。

宮城県において発生した放射性物質汚染廃棄物の宮城県外での処理については、風評被害等の懸念から、自治体及び事業者の特定につながる情報は非公表という条件で行われていると聞いています。

【担当】

環境生活部資源循環推進課

廃棄物対策担当

電話 019-629-5366 (直通)

FAX 019-629-5369